

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資源及び特性を活かした特産品の開発、改良又は販路拡大を行う者に対して、必要な資金の一部を補助することにより、地域の活性化及び地場産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、東栄町で生産する原材料を加工した商品又は東栄町の魅力を発信できる商品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、補助対象者が法人の場合は、[第4号](#)及び[第5号](#)の規定は、当該法人の代表者及び役員に適用する。

- (1) 1年以上継続して同一事業を行っている者
- (2) 個人にあつては、町内に住所を有し、法人にあつては、町内に事業所を有する者
- (3) 事業を継続して行うことができると認められる者
- (4) [東栄町暴力団排除条例\(平成24年東栄町条例第1号\)第2条第2号](#)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者
- (5) [東栄町暴力団排除条例第2条第1号](#)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない者
- (6) 町税の滞納のない者

(補助対象事業等)

第4条 町長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びその内容、補助率並びに補助限度額は、[別表](#)のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東栄町特産品開発事業費補助金交付申請書([様式第1号](#)。以下「申請書」という。)を、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 東栄町特産品開発事業計画書([様式第2号](#))
- (2) 収支計画書([様式第3号](#))
- (3) 法人にあつては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(3月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 決算書(個人の場合は確定申告書)の写し(直近のもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、[前条](#)に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は補助金交付の目的上必要と認めるときは条件を付することができる。また、補助金の交付は、一の特産品につき3回を限度とし、年度につき1品目を限度とする。

(交付決定の通知)

第7条 補助金の交付の決定の通知は、東栄町特産品開発事業費補助金交付決定通知書([様式第4号](#)。以下「決定通知書」という。)による。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の申請の取下げをしようとする者は、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、東栄町特産品開発事業計画変更等承認申請書([様式第5号](#))を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 [第6条](#)及び[第7条](#)の規定は、[前項](#)の申請があった場合に準用する。この場合において、[第7条](#)中「東栄町特産品開発事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)」とあるのは、「東栄町特産品開発事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告は、東栄町特産品開発事業費補助金実績報告書([様式第7号](#))に、次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業収支明細書([様式第8号](#))
 - (2) 経費の支払を証する書類の写し
 - (3) 事業の実施過程を記録した書類(写真等)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 事業の報告等提出された情報を広報活動に利用できるものとする。ただし、住所、氏名及び連絡先などの個人情報にかかわるものについては公開しない。

(額の確定の通知)

第11条 補助金の額の確定の通知は、東栄町特産品開発事業費補助金確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)による。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、確定通知書を受け取った後、速やかに東栄町特産品開発事業費補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱、補助金の交付の決定に付した条件又は町長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行の方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決定額が補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正の行為があったとき。

2 町長は、前項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の東栄町特産品開発事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後、交付申請を受けた補助対象事業について適用し、この要綱の施行日前に交付の申請を受けた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
特産品の開発又は改良事業。ただし、次のいずれにも該当すること。 1 補助金の交付申請をする年度の3月25日までに商品が完成するもの 2 既存の商品と比較し、差別化が図れるもの 3 3年以上にわたり製造し、及び販売されるもの 4 他の補助金を受けていないもの	謝金	専門的知識を有する者の指導、相談等を受け、その謝礼としての費用	補助対象経費の2分の1。ただし、千円未満の額を切り捨てる。	300千円
	備品購入費	試作品を製作する機械装置の購入費用		
	市場調査費	商品の開発又は改良を行うための市場調査に係る費用		
	商標登録料	商標登録を得るための費用		
	品質検査費	品質保証表示等を得るために検査機関に検査を委託する際の費用		
特産品の販路開拓事業。ただし、次のいずれにも該当すること。 1 特産品を開発又は改良した者が行うもの 2 他の補助金を受けていないもの	デザイン制作委託費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン制作の委託に係る費用(印刷費に係る費用は除く。)	補助対象経費の2分の1。ただし、千円未満の額を切り捨てる。	300千円
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの		
	展示会等出展料	展示会等に出展するための費用		
	賃借料	展示会等に出展するのに必要な機材の借上げ費用		
	広告宣伝費	新聞(チラシの折込を含む。)、テレビ、ラジオ、インターネット等にて宣伝する費用		
特産品を開発又は改良した者が行うもの 2 他の補助金を受けていないもの	印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費	補助対象経費の2分の1。ただし、千円未満の額を切り捨てる。	300千円
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの		
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの		

様式第1号(第5条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東栄町長

申請者

〒

住 所

氏 名

印

関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、申請するに際して、本要綱を遵守するとともに、これらに反したときは補助金の返還の求めに応じます。

記

補助金申請額

円

添付書類

- (1) 東栄町特産品開発事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(3月以内に発行されたもの)(法人事業者のみ)
- (4) 決算書(個人の場合は確定申告書)の写し(直近のもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

東栄町特産品開発事業計画書

申請者	名称： 住所： 代表者： 担当者： 電話：
商品名 (実際に販売する商品名を記載すること。)	
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 特産品の開発 <input type="checkbox"/> 特産品の改良 <input type="checkbox"/> 特産品の販路開拓
特産品の区分	<input type="checkbox"/> 東栄町で生産する原材料を加工した商品 <input type="checkbox"/> 商品名等が東栄町の魅力を発信できる商品
東栄町で生産する原材料について	原材料名 調達先 東栄町で生産する原材料の占める割合 パーセント
商品で発信しようとする東栄町の魅力	

<p>具体的な事業内容 商品のイメージ図がある場合は、添付すること。(特産品の開発又は改良の場合は、①その内容及び②既存又は競合する商品と比較した場合の新商品の優位性及び先進性について記載すること。)</p>	
<p>事業実施のスケジュール ①特産品の開発又は改良の着手（準備）から完了までの行程をできるだけ詳しく記入すること。行程のうち、外部へ委託するものがあれば、その委託先と委託内容を記入すること。 ②販路開拓事業を行う場合は、その時期及び内容を記入すること。</p>	

<p>販売計画 開発又は改良された特産品の希望小売価格、販売数、販売する場所（売り場）、等を具体的に記入すること。</p>	
<p>開発又は改良した特産品の賞味期限又は消費期限</p>	
<p>その他</p>	

用紙が不足する場合は、別紙に記載して提出すること。(様式は自由とする。)

様式第3号(第5条関係)

収支計画書

1 収入の部

項目	予算額	説明
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

区分1 特産品開発・改良事業		
項目	予算額	積算根拠
謝金		
備品購入費		
市場調査費		
商標登録料		
品質検査費		
デザイン製作 委託費		

その他の経費		
項目 1 小計		
区分 2 販路開拓事業		
項目	予算額	積算根拠
展示会等出展料		
賃借料		
広告宣伝費		
印刷製本費		
その他の経費		
項目 2 小計		
合計 (項目 1 + 2)		

※見積書を添付すること。添付できない場合は、積算根拠の欄に記入すること

様式第4号(第7条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東栄町長



年 月 日付けで申請のありました東栄町特産品開発事業費補助金については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

補助金交付の決定額 円

※交付条件

- (1) 補助金は、補助対象経費に充て、その他の経費に支出しないこと。
- (2) 次の場合は、町長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更するとき。
 - イ 補助事業を中止(廃止)しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施を判別できる証拠書類を整備するとともに、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) 東栄町特産品開発事業費補助金交付要綱に従うこと。
- (5) (4)の規則及び要綱に反したときは、補助金の交付の取消及び補助金の返還を求める。

様式第5号(第9条関係)

東栄町特産品開発事業計画変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 東栄町長

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました東栄町特産品開発事業について、計画を(変更・中止・廃止)したいので、次のとおり申請します。

1 変更後の補助金申請額 金 円

2 計画(変更・中止・廃止)の理由

3 計画の変更内容※変更に係る資料があれば添付すること。

様式第6号(第9条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東栄町長



年 月 日付で申請のありました東栄町特産品開発事業費補助金については、下記のとおり変更の交付をすることに決定しましたので、通知します。

記

計画(変更・中止・廃止)後の補助金の交付決定内容

※補助条件

様式第7号(第10条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 東栄町長

報告者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた
東栄町特産品開発事業費補助事業が完了したので、関係書類を添えて下
記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の名称

2 事業に要した経費 円

3 補助対象額 円

4 補助金交付決定額 円

5 事業完了年月日 年 月 日

6 提出書類

(1) 事業収支明細書

(2) 経費の支払を証する書類の写し

(3) 事業の実施過程を記録した書類(写真等)

(4) その他町長が特に必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

事業収支明細書

1 収入の部

項目	収入額(円)	説明
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

区分1 特産品開発・改良事業			
項目	実績(円)	内訳	証拠書類
謝金			添付 <input type="checkbox"/>
備品購入費			添付 <input type="checkbox"/>
市場調査費			添付 <input type="checkbox"/>
商標登録料			添付 <input type="checkbox"/>
品質検査費			添付 <input type="checkbox"/>
デザイン製作 委託費			添付 <input type="checkbox"/>

その他の経費			添付 <input type="checkbox"/>
項目 1 小計			
区分 2 販路開拓事業			
項目	予算額	算出根拠	証拠書類
展示会等出展料			添付 <input type="checkbox"/>
賃借料			添付 <input type="checkbox"/>
広告宣伝費			添付 <input type="checkbox"/>
印刷製本費			添付 <input type="checkbox"/>
その他の経費			添付 <input type="checkbox"/>
項目 2 小計			
合計 (項目 1 + 2)			

様式第9号(第11条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

東栄町長

印

年 月 日付けで実績報告のありました東栄町特産品開発事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

補助金の確定額 金 円

様式第10号(第12条関係)

東栄町特産品開発事業費補助金請求書

年 月 日

(宛先) 東栄町長

請求者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名

(2) 科 目 普通・当座

(3) 口座番号

(4) 口座名義人